

第3回小林製薬の紅麹配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議

- 1 日 時 令和6年5月29日（水）12:30～13:35
- 2 場 所 大阪市役所5階 特別会議室
- 3 出席者 横山市長、山本副市長、健康局長、健康局首席医務監、健康局総務部長、健康局生活衛生担当部長、保健所長、保健所生活環境担当部長、政策企画室市民情報部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所微生物部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所衛生化学部長
- 4 議事及び要旨
 - （1）健康被害状況と製品回収状況について
 - ・ 5月28日時点における小林製薬に寄せられている相談件数、小林製薬が把握している医療機関受診数等の健康被害状況、小林製薬の3製品の出荷数量、回収見込数、回収数量について現状について確認した。
 - ・ 3製品の回収見込について、小林製薬による回収見込数推定の考え方について確認した。
 - （2）健康被害事例の疫学調査結果について
 - ・ 健康被害事例の疫学調査結果として、令和6年5月15日時点の中間とりまとめについて確認した。
 - ・ 大阪市の調査（5月15日時点で解析対象とした2,050件）と日本腎臓学会の調査（4月末時点で登録のあった189症例）について、概ね同様の傾向が見られることを確認した。
 - （3）原因究明調査の進捗について
 - ・ 大阪健康安全基盤研究所（大安研）において行われたプベルル酸及び2種類の化合物の定性検査において、健康被害情報のある製品ロット及び健康被害情報のある「原料ロット」では、プベルル酸と2種類の化合物と疑われるピークを確認し、健康被害情報のない製品ロットではピークを確認できなかった。
 - ・ 旧大阪工場のふきとり検査を行った結果、5室計6か所から分離されたアオカビについて、遺伝子検査により *Penicillium adametzioides* と同定され、この分離されたアオカビ検体全てからプベルル酸と思われるピ

ークを検出した。

- ・厚生労働省により 5 月 28 日に発表された「現在までに得られた原因物質に関する情報」の内容について確認した。

(4) 国への要望について

- ・本件を踏まえ、機能性表示食品等の健康被害に伴う今後の対応について、
 - 1 現行法令では、食品全般について、営業者が健康被害情報を得た場合には、都道府県や保健所設置市等（以下「自治体」という。）への情報提供が努力義務として規定されているが、食品の種類や事業の内容等、一定の要件に該当する場合については、自治体への健康被害情報の提供を義務化されたいこと
 - 2 今回の対応を参考とし、今後、同様の事案が発生した場合に、国と自治体が円滑に連携し対応することができるよう、役割分担について改めて整理されたいこと以上の事項について、市長から厚生労働大臣に要望することを決定した。

(5) その他（非公開）

- ・構成員で意見交換を行った。